食品表示法（第六条、第十二条、第十四条関係）

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
―飽和脂肪酸	g
―ｎ－３系脂肪酸	g
―ｎ－６系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
―糖質	g
―糖類	g
―食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、ｎ－３系脂肪酸、ｎ－６系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg

備考

1　食品単位は、100ｇ、100ml、１食分、１包装その他の１単位のいずれかを表示する。この場合において、１食分である場合は、１食分の量を併記して表示する。

2　この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

3　栄養成分の量及び熱量であって一定の値を０とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。

4　糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。

5　ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。

6　義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。

7　表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。

8　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。